

【改正】（資産の販売等又は資産の賃貸借に係る収益の額に含めないことができる利息相当部分）

2-1-1の8 法人が資産の販売等又は資産の賃貸借（令和6年9月13日付企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」（以下「リース基準」という。）の適用対象となる取引に該当するものに限る。以下2-1-1の8において同じ。）を行った場合において、次の(1)に掲げる額及び次の(2)に掲げる事実並びにその他のこれらに関連する全ての事実及び状況を総合的に勘案して、当該資産の販売等又は資産の賃貸借に係る契約に金銭の貸付けに準じた取引が含まれていると認められるときは、継続適用を条件として、当該取引に係る利息相当額を当該資産の販売等又は資産の賃貸借に係る収益の額に含めないことができる。

- (1) 資産の販売等又は資産の賃貸借に係る契約の対価の額と現金販売価格（資産の販売等又は資産の賃貸借と同時にその対価の全額の支払を受ける場合の価格をいう。）との差額
- (2) 資産の販売等又は資産の賃貸借に係る目的物の引渡し又は役務の提供をしてから相手方が当該資産の販売等又は資産の賃貸借に係る対価の支払を行うまでの予想される期間及び市場金利の影響

【解説】

- 1 本通達では、資産の販売等又は資産の賃貸借に係る収益の額に含めないことができる利息相当部分についての一般的基準を明らかにしている。
- 2 会計上、利息相当部分の区分について、収益認識基準の導入前は、商品の販売取引と金融取引とを区分して会計処理するような具体的な定めは設けられていなかった。
収益認識基準では、契約の当事者が明示的又は黙示的に合意した支払時期により、財又はサービスの顧客への移転に係る信用供与についての重要な便益が顧客又は企業に提供される場合には、顧客との契約は重要な金融要素を含むものとされ（収益認識基準 56）、利息部分を切り離して収益認識することとされている。
- 3 法人税においては、収益認識基準の導入前は、平成30年5月30日付課法2-8ほか2課共同「法人税基本通達等の一部改正について」（法令解釈通達）による改正前の法人税基本通達2-4-11《長期割賦販売等に係る収益の額に含めないことができる利息相当部分》において、割賦販売等に係る契約により販売代価と賦払期間中の利息に相当する金額とが明確、かつ、合理的に区分されているときは、当該利息相当額を当該割賦販売等に係る収益の額に含めないことができる取扱いを設けていたが、収益認識基準の導入を踏まえ、令和7年6月改正通達による改正前の本通達で一般的な取扱いを明らかにしていた。

- 4 具体的には、法人が資産の販売等を行った場合において、令和7年6月改正通達による改正前の本通達の(1)に掲げる額及び(2)に掲げる事実並びにその他のこれらに関連する全ての事実及び状況を総合的に勘案して、当該資産の販売等に係る契約に金銭の貸付けに準じた取引が含まれていると認められるときは、継続適用を条件として、当該取引に係る利息相当額を当該資産の販売等に係る収益の額に含めないことができる旨を令和7年6月改正通達による改正前の本通達で明らかにしていた。
- 5 なお、令和7年6月改正通達による改正前の本通達の(1)及び(2)の考慮要素は、契約に金融要素が含まれるかどうか、それが契約にとって重要であるかどうかを判定する収益認識基準適用指針第27項の考慮要素と同様であり、令和7年6月改正通達による改正前の本通達は収益認識基準でいうところの契約において重要な金融要素が含まれている場合の取扱いを取り込んだものということになる。
- 6 新リース会計基準における利息相当額の取扱いは、リースの金融的な側面に着目し、収益認識基準における重要な金融要素に関する取扱いと整合的になるよう定められているため、税務上も、新リース会計基準に基づき利息相当額が区分されている場合には、収益認識基準における契約において重要な金融要素が含まれている場合と同様に取り扱うのが相当であると考えられることから、新リース会計基準の制定を契機として、令和7年6月改正通達による改正前の法人税基本通達2-1-1の9《割賦販売等に係る収益の額に含めないことができる利息相当部分》において設けていたリース取引に係る利息相当額が区分されている場合の取扱いを同通達の対象から除外し、本通達の対象に新リース会計基準の対象となる資産の賃貸借を追加している。
- 7 また、新リース会計基準においては、収益認識基準と異なり、契約において重要な金融要素が含まれているかの判定を行うこととはされていないものの、一般的には、新リース会計基準の対象となる資産の賃貸借は本通達に掲げる考慮要素を勘案すると金銭の貸付けに準じた取引が含まれていると認められることになると考えられること、仮に当該考慮要素を勘案した結果、金銭の貸付けに準じた取引が含まれているとは認められないようなものである場合、収益認識基準の対象となる取引との均衡から本通達による取扱いを認めるべきではないと考えられることから、新リース会計基準の対象となる資産の賃貸借についても同様の考慮要素としている。
- 8 なお、本通達の取扱いにより資産の販売等又は資産の賃貸借に係る収益の額に含めないこととした利息相当額に係る収益の帰属時期については、法人税基本通達2-1-24《貸付金利子等の帰属の時期》の取扱いによることとなる。